

CONTENTS

1

- ・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されました！
- ・令和8年4月から病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります！

2

- ・家内労働法に基づく「委託状況届」の提出について

3

- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルが改正されました
- ・災害発生状況

4

- ・連載 第3回（全6回）法改正（令和8年4月1日施行）について
浅井 文彦 氏（愛知労働局 労働基準部 安全課長）

5

- ・連載 第1回（全6回）労働時間の適正な把握
鷺野 社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 鷺野 裕子 氏

6

- ・役員寄稿

7-9

- ・第73回理事会 開催報告／2026年度事業計画

10

- ・第15回定時会員総会等開催のご案内
- ・2026年度 愛知産業安全衛生大会の司会者を募集します
- ・中小企業退職金共済制度のご案内

11

- ・外国人技能実習制度関係者養成講習
- ・当協会・地区協会の第39回事務局責任者会議を開催しました
- ・2025年度 最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー 開催報告

12

- ・労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを岡谷鋼機名古屋公会堂で開催
- ・リスクアセスメントセミナー&ラウンドテーブルを岡谷鋼機名古屋公会堂で開催

13-14

- ・第85回全国産業安全衛生大会in札幌 開催案内
- ・緑十字展2026 in 札幌 ～働く人の安心づくりフェア～（入場無料）
- ・中央労働災害防止協会 第42回安全衛生標語を募集しています
- ・中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

15

- ・技能講習等講習会予定表

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されました！

愛知労働局

事業主の皆さまへ

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されました！



詳細はこちら→

【令和8年4月1日から】

(女性活躍推進法)

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大！

- 令和8年3月31日までとなっていた女性活躍推進法の有効期限が、令和18年3月31日までに延長。
- 従業員数101人以上の企業は「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務化。

これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

- えるぼし認定基準(1段階目)の見直し
- 職場における女性の健康支援

【令和8年10月1日から】

(労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法・女性活躍推進法)

カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化！

- 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。
 - ・[カスタマーハラスメント] 労働者を保護する旨の方針や対処の内容を明確化し、労働者に周知すること等
 - ・[求職者等に対するセクシュアルハラスメント] 求職活動等に関するルールを明確化し、労働者・求職者等に周知すること等
 - ・ハラスメントの相談体制の整備 等
- プラチナえるぼし認定の要件追加。

お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL: 052-857-0312)

令和8年4月から 病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります

愛知労働局

改正労働施策総合推進法(令和7年法律第63号)により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針(令和8年厚生労働省告示第28号)を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。



治療と仕事の
両立支援

【治療と仕事の両立支援ナビ】
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



【治療と仕事の両立について】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



詳細は、今号に封入のリーフレットをご確認ください。

委託状況届の提出をお願いします。 提出期間は、4月1日～30日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、4月1日から30日までの間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局HP 最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
https://shinsei.e-gov.go.jp/
050-3786-2225


G ビズ ID
https://gbiz-id.go.jp/top/
0570-023-797


(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階

愛知労働局労働基準部賃金課 ☎460-8507 (052)972-0258

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルが改正されました

愛知労働局

厚生労働省および環境省では、建築物等の解体・改修工事に従事する労働者の石綿ばく露防止、ならびに一般環境への石綿飛散・漏えい防止を確実に実施するため、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月策定)の周知・活用を進めています。

このたび、同マニュアルについて改正が行われましたので、改正内容を踏まえた確実な対策の実施をお願いします。

主な改正内容

●事前調査の信頼性向上に向けた試料採取方法の明確化

分析調査に用いる試料の採取について、調査者等以外の者が採取を行う場合は、必ず調査者等の指示の下で実施することが新たに規定されました。

●内燃機関使用時の一酸化炭素中毒防止対策の明記

解体等作業中に発電機などの内燃機関を使用する際に発生する一酸化炭素による中毒事故を防止するため、必要な安全対策が追記されました。

●その他、必要な見直しを実施

現場の実態や最新の知見を踏まえ、所要の修正が行われています。

改正内容の詳細や改訂版マニュアルは環境省ホームページ

(https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)または右の二次元コードより確認ができます。



災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和8年3月9日現在)

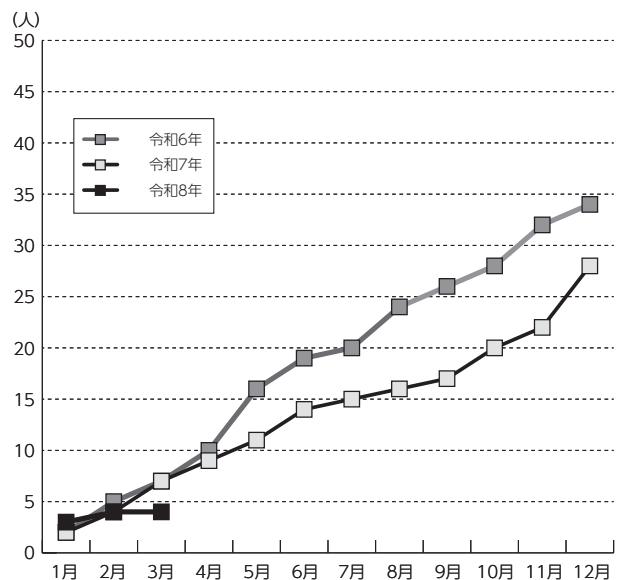
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R7.4.26. 10:00	その他 起因物なし	長時間労働に起因するくも膜下出血により死亡したものの。		
	事業場規模 9名以下	業種 木造家屋建築工事業	50代 技術者	経験 30年
R7.9.15. 8:45	はさまれ・巻き込まれ 旋盤	旋盤にて修繕作業中、指を旋盤に挟まれ両手指を切断し、医療機関に入院していたが、虚血症により死亡したものの。		
	事業場規模 9名以下	業種 その他の製造業	70代 金属工作機械作業従事者	経験 年

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和8年3月9日現在の速報値)

令和8年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和8年速報値	令和7年同時期 (速報値)	令和7年確定値
製造業	製造業			8
	食品製造業			
	化学工業			1
	鉄鋼・非鉄金属			2
	金属製品			1
	一般・電気・輸送用			1
建設業	その他			3
	建設業	2	1	8 (1)
	土木工事業	1	1	3 (1)
	建築工事業			2
その他	1		3	
陸上貨物運送事業			4 (3)	
商業	商業			5 (3)
	卸売業			2 (1)
	小売業			2 (2)
その他			1	
清掃・と畜業			3	
上記以外の事業	2	1	2 (1)	
合計		4	2	30 (8)

月別死亡災害発生状況積算グラフ

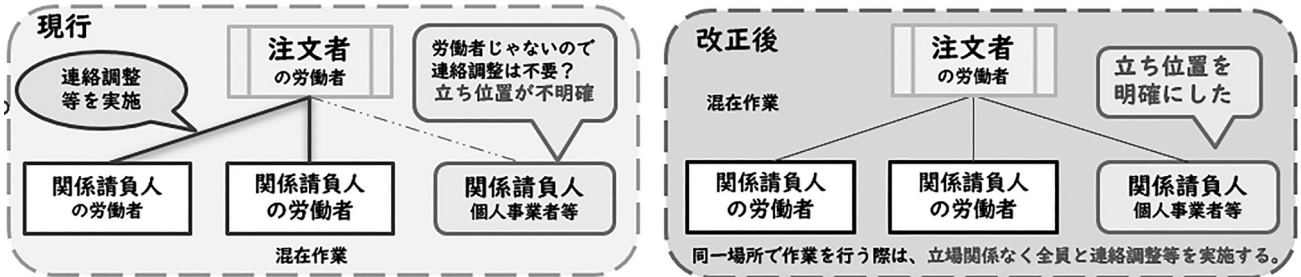


愛知労働基準協会及び会員の皆様方には、日頃より労働行政、特に労働災害防止にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

はじめに、令和7年の労働災害発生状況についてお知らせします。死亡災害は30人(速報値)で、令和6年の34人を下回り3年連続の減少となる見込みです。また、休業4日以上死傷災害については、前年同期比で3.2%減少(速報値)し、5年連続の増加に歯止めがかかり、6年ぶりに前年比減となる見込みです。

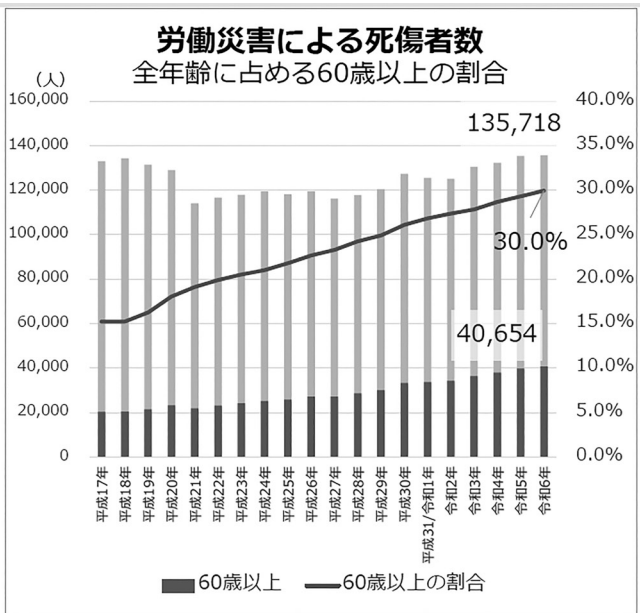
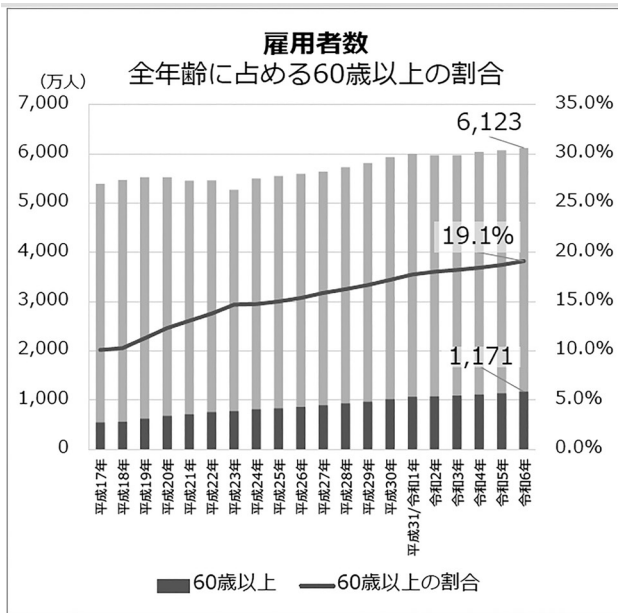
今回は、令和8年4月1日から施行される3項目についてご紹介します。

一つ目は、「個人事業者等の安全衛生対策の推進」のうち、「混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大」についてです。同じ場所で働く労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象を当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大するものです。建設業、造船業、製造業の注文者に適用されますので適用業種に該当する場合は、対応をお願いします。



二つ目は、「高齢労働者の労働災害防止の推進」についてです。

雇用者全体に占める60歳以上の労働者の割合は年々増大しており、令和6年には19.1%(全国値)となっています。また、休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の高齢者が占める割合は、令和6年には30.0%(全国値)に達しています。



また、休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期化(重篤化)する傾向がありますが、加齢による身体機能の低下や身体の頑健さの低下が原因と推定されます。このような状況から、高齢労働者の労働災害防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。令和8年2月10日に公示された「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、適切かつ有効な取組みをお願いします。例えば、工場内の段差なくす、照度を確保するといった職場環境の改善は、高齢労働者のみならず、若者にとっても働きやす職場になりますので、必要な措置を講じていただきたいと思います。なお、中小企業事業者様に対しては、「エイジフレンドリー補助金」により、施設等の改善や高齢労働者の体力の状況の把握等の措置の実施に係る補助を行ってまいりますので、積極的なご利用をお願いします。

三つ目は、「治療と仕事の両立支援の推進」についてです。

労働施策総合推進法改正により、治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが努力義務化されます。当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として「治療と就業の両立支援指針」が定められましたので、この指針に基づいた取組みを行っていただきますようお願い申し上げます。

(労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/an-eihou/index_00001.html

(高齢労働者の安全衛生対策について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html

(治療と仕事の両立について)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は労働時間を適切に管理する責務を有しています。労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令（監督）におかれている時間」と定義付けられており（三菱重工業長崎造船所事件/最高裁判所平成12年3月9日判決）、拘束時間から休憩時間を除いたものです。

割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題を防止するために、労働時間管理のための具体的な措置を示したものが、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」になります。

(1) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」策定までの経緯

2001年4月6日付け基発第339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（コンロク通達）が策定されました。これは、2000年11月30日付の労働省中央労働基準審議会における建議が契機であり、これを受け、全国の労働局・労基署に対し、労働時間関係の指導に係る基準を示すとともに、「基準の周知を図り、その遵守のための適切な指導を行う」よう示達したものがコンロク通達に他なりません。そして、2016年12月第4回長時間労働削減推進本部の決定を受け、内部通達である基準から、より強力な具体的な措置等を示すため、2017年1月20日に使用者向けの新ガイドラインが策定されることとなります。

つまり、働き方改革で時間外労働上限規制が導入され、より厳密な労働時間把握が求められるようになったこと、テレワーク・フレックスタイム制などの多様な働き方に対応するために、実態に即した適切な労働時間管理を徹底するために策定されたものが新ガイドラインであるといえます。

(2) 労働時間適正把握ガイドラインの主なポイント

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

● 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

1. 原則的な方法（以下のいずれか）

- ・使用者が、自ら確認することにより確認し、適正に記録すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

上記1の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。

● 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

① 原則的な方法

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。

単に1日何時間働いたかを把握するのではなく、労働日ごとに始業時刻や終業時刻を使用者が確認・記録しこれをもとに何時間働いたかを把握・確定する必要があります。何時に出勤して何時に帰宅したか、という始業時刻・終業時刻が必要であるということで、その管理は原則使用者（会社）が行わなければならない。

また、タイムカード、ICカード、IDカード、パソコン入力等の客観的な記録を基本情報とし、必要に応じて、例えば使用者の残業命令書及びこれに対する報告書など、使用者が労働者の労働時間を算出するために有している記録とを突き合わせることで確認し、記録して下さい。

② やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

原則的な方法によることなく、自己申告制による労働時間の把握については、あいまいな労働時間管理となりがちです。

そのため、労働者に対して適正に自己申告を行うことなどについて、十分な説明をしたり、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施するなどの措置が必要になります。

(3) 労働時間把握の実務上注意点

① 勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている（勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分に満たない時間を一律に切り捨て、その分の残業代を支払っていない）。② 一定時間以上でしか残業申請を認めない（残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分に満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めていない）など、1日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨てその分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。

ただし、労働時間における端数処理の例外として、① 1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる② 1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。労働時間はガイドラインに沿って毎日適正に把握することが、労務管理の第一歩であると言えます。



鷲野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 鷲野 裕子（わしの ゆうこ）

2003年に鷲野社会保険労務士事務所を開業。

産業カウンセラー、キャリアコンサルティング技能士としての専門性を活かし、名古屋市や愛知県などで労働法講座の講師を務めるほか、企業の人事労務管理支援に幅広く携わっている。

現在、社労士会労働紛争解決センターあっせん委員、愛知県雇用労働相談センター相談員として、労働紛争の解決支援や労働相談にも従事している。

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、理事の 穂刈 正洋 氏（AGC株式会社愛知工場 シニアマネージャー）です。

AGC株式会社愛知工場は、1970年からここ愛知県で自動車用安全ガラスの生産を開始し、今では世界最大級の『素板ガラスから自動車ガラスまで』の一貫生産工場となっています。

AGC株式会社としては『安全なくして生産なし』を安全衛生の基本方針とし、愛知工場ではその方針の下で安全衛生活動を実施しています。その取組みの一部を紹介します。

【安全衛生】

AGC株式会社愛知工場では、

一人ひとりが意識を高め『安全モデル工場』に挑戦しよう！

をスローガンに、工場一丸となって安全衛生活動を推進しています。

愛知工場の安全衛生方針は、①安全衛生基盤と安全文化の醸成、②重篤災害発生リスク低減、③安全意識の向上、この三本柱で、重大災害（不休業以上の災害）ゼロを目標に活動しています。具体策としては、機械を停止せずに危険源と接触する可能性のある作業のゼロ化、LOTO（ロックアウトタグアウト）の徹底、フォークリフトの安全対策と歩車分離、危険体感教育などに取り組んでいます。また、職場環境面では暑熱・騒音・粉塵対策、熱中症予防施策などを実施しています。

近年、全国的にも労働災害における「転倒」が増加傾向で事故の型別で最も多く発生していますが、弊社でも歩行中の躓きや転倒といった生活災害的な災害が発生しています。また、作業者の手元の不注意による災害も多く発生する傾向にあるため、特に従業員一人ひとりの安全意識向上活動を重点的に行っています。

愛知工場独自の安全意識向上活動の一つとして、①「あいさつする」、②「指差呼称(しさこしょう)をする」、③「(階段等では) 手すりを持つ」、この3つの頭文字をとった「愛して行動」を『一人ひとりが守るべき行動』としています。特に「指差呼称」については、横断歩道で確実に止まって指差呼称することで、「今日も一日、安全に行動する!」といった安全意識のスイッチを入れることに繋がっています。構内には道路以外にも建屋内の歩行通路や作業エリア周辺にいくつもの横断箇所があります。その都度、両足を揃えて確実な指差呼称を実践することを「常に安全意識を高く維持する仕組み」として活動を推進しています。

愛知工場 安全の基本

<安全スローガン>

一人ひとりが意識を高め
安全モデル工場に挑戦しよう

<一人ひとりが守るべき行動『愛して』>

- 1) 元気に挨拶する、挨拶に応える
- 2) 指差呼称をする
- 3) 階段・ステップでは、手すりを持つ

【略歴】

1987年 4月 旭硝子株式会社（旧社名）入社
2018年 10月 AGC株式会社愛知工場長に就任
2026年 4月 AGC株式会社愛知工場シニアマネージャー
現在に至る



第73回理事会 開催報告

当協会は、3月16日（月）、名古屋商工会議所会議室において、標記理事会を開催しました。

会議では、「2026年度事業計画および収支予算」、定款一部変更、「第15回定時会員総会招集」や公益法人認定法改正への対応などを上程し、いずれも出席理事全員一致で可決されました。また、「2025年度事業計画の進捗状況と下期の代表理事および業務執行理事の職務執行状況」について、併せて報告しました（事業計画は以下のとおり）。

2026年度事業計画

当協会は、労働関係法令の普及推進に関する事業を行い、労働条件の向上と労働災害の防止を図り、労働者の福祉の増進ならびに健全な産業の興隆に寄与することを目的としている。労働者不足が顕在化する中、多様な人材が心身ともに健康で安全に働くことができる職場づくりに資するべく、各地区の労働基準協会や行政・関係団体と連携・協力し、公益法人の立場から以下の施策に取り組む。

労働条件の向上に向けては、労働法の基礎についての理解促進、顧客・取引先等によるハラスメントに対する就業環境整備の推進、外国人材の活用に関する制度見直し及び共生に関する情報発信、労働情勢を踏まえた労働関係法令の実務解説等を行うほか、会員企業の労働相談に対応する制度を継続する。

労働災害の防止に向けては、愛知労働局が提唱する「安全経営あいち」の理念を広く共有するとともに、最近の災害動向を踏まえた事例発表、化学物質管理に関する講習会等を開催するほか、優良事業場見学会等の活動と併せて、参加者が企業の枠を超えて、事業規模に関係なく情報交換できる場を提供する。

技能講習等の講習会については、受講者から継続的に選ばれる教習機関を目指し、法改正を踏まえた講習を新たに開講するほか、外国人材に向けた講習会の充実、受講生の利便性向上を進める。

1 労働関係法令の普及促進など

(1) 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（労働実務基礎講座）【総務部会、賃金・時間部会】

労働局の労働相談や行政指導結果から、依然として事業所における労働法の知識が十分と言えないことから、労働基準法、労働安全衛生法等の基本的な知識の理解促進を図るセミナーを、愛知労働局、各地区労働基準協会等と協力して、県下各地区で開催する（6～3月、計10回）。

(2) 企業のカスタマーハラスメント対応（事前・初動・事後）セミナー【総務部会】

職場において行われる顧客・取引先等による言動により労働者の就業環境が害されることのないよう労働施策総合推進法が改正（2026年10月施行）されたことを踏まえ、同法及び愛知県条例の各指針に基づき、対応マニュアルの整備等の企業が講ずべき事項や具体的運用事例について解説する。

(3) 元監督署職員による労務管理セミナー（安全編）【総務部会、安全部会】

昨年度の労働条件履行確保を主眼とした労務管理セミナーに続き、安全対策を主眼とした関係法令をより理解するため、労働基準行政の元労働基準監督署職員を講師として、労働基準監督署の職務・権限を織り交ぜながら、法令違反とならない対応はもとより、元職員の視点により実務に求められる労務管理を解説する。

(4) 外国人材の受入れに係るセミナー【賃金・時間部会】

益々、人手不足が顕在化・深刻化する中、2027年4月（令和9年）に育成就労法（「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」）が施行されることを踏まえ、長期間に亘り企業を支える人材を確保するため、外国人受入れの仕組みや受入れ分野別運用方針（育成就労産業分野の設定等）等の留意点を解説する。また、受け入れる外国人と安全・安心な、秩序ある共生関係を築くための環境整備について説明する。

(5) 最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー【総務部会】

トップクラスの専門家を招いて標記に関するセミナーを開催し、その周知啓発を図る。

(6) 労災保険実務講座【労災部会】

労災補償申請時の実務対応手続き等に関するセミナーを開催し、その周知啓発を図る。

(7) 全国労働基準関係団体連合会（全基連）への協力【総務部会】

全基連が主催する各種講習や受託事業等に協力し、労働関係法令の普及促進に寄与する。

2 労働安全衛生管理水準の維持・向上など

(1) 愛知産業安全衛生大会【安全部会、健康部会】

第14次労働災害防止推進計画の重点施策の普及促進を図るとともに、安全意識の高揚と安全衛生管理水準の向上を目的に、愛知労働局と共催により、愛知県、名古屋市、経済団体や関係団体などの後援、各地区労働基準協会などの協力の下、7月7日（会場：岡谷鋼機名古屋公会堂）に、安全衛生に関する喫緊の課題をテーマに取り上げ開催する。

(2) 安全衛生教育事業・講習会【安全部会、健康部会】

登録教習機関として行う技能講習のほか、特別教育などの講習会を実施し、職場の安全衛生の強化・充実を図るとともに、講習会場での事故防止に向け、定期的に安全点検を実施し、安心・安全な講習会を提供する。また、新規にエックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務の特別教育を行うとともに、既存講習の外国語コースを増やすなど受講生の利便性向上を進める。

①技能講習（15講習）：フォークリフト運転（31H）、同（35H 外国語コース）、ガス溶接、同（外国語コース）、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、はい作業主任者、石綿作業主任者、同（外国語コース）、鉛作業主任者、ショベルローダー等運転（31H）、高所作業車運転

②特別教育（13教育）：アーク溶接、同（外国語コース）、産業用ロボット（検査・教示）、自由研削といし取替・試運転、機械研削といし取替・試運転、ダイオキシン、粉じん作業、低圧電気取扱業務、電気自動車等整備、石綿使用建築物等解体等作業、フルハーネス、テールゲートリフター、エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務

③能力向上等教育（9教育）：安全管理者選任時研修、局所排気装置自主検査者講習、安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習、マスクフィットテスト実施者養成研修、一般建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習、化学物質管理者（化学物質製造事業場向け）、同（化学物質使用等事業場向け）

④免許試験等受験準備勉強会（4勉強会）：衛生管理者（1種）、エックス線作業主任者、潜水土、作業環境測定士

(3) 労働安全衛生への意識向上・啓発【安全部会、健康部会】

最近の労働災害動向や法改正等をふまえ、参加者の気づきや自社への取込み等に繋がる活動として、セミナーや会員企業等による事例発表等を行う（愛知健康安全交流会活動）。

- ① 高齢者の安全とエイジマネジメント <セミナー>
- ② 製造業の墜落・転落災害防止 <セミナー>
- ③ 「腰痛対策等」工学的領域・作業効率から見た作業改善 <事例発表>
- ④ 治療と仕事の両立支援 <事例発表>
- ⑤ 化学物質の自律的管理に向けた実践的な講習 <セミナー>
- ⑥ 女性労働者等の労働災害防止活動を進める事業場見学 <見学会>

(4) 労働安全衛生に関する情報・意見交換【安全部会・健康部会】

① 愛知健康安全交流会

交流会の総会、幹事会等の場を活用し、職場の安全衛生に関する特別講演や意見交換会を行う。

② 衛生管理者、保健師等の活動の支援

最新の知見、他社の衛生管理手法や産業保健の取り組みに触れる機会として、オンラインで自由に意見交換・情報交換等ができる場を提供する。

a 衛生管理者向け：「衛生管理者のたまり場」（原則毎月1回・無料）

b 保健師・看護師等向け：「オンライン談話室」（原則毎月1回・無料）

(5) リスクアセスメントの普及【安全部会】

昨年度同様、リスクアセスメントの普及に向けて、愛知労働局が行う出前講座として、当協会主催のセミナーを開催し、自由に意見交換・情報交流するラウンドテーブル（座談交流会）を同時開催する。

(6) 愛知労働局等との共催【安全部会・健康部会】

愛知労働局と共催で「安全経営あいち」の理念の普及を図る大会を行うほか、愛知労働局をはじめとする行政当局および関係団体等と共催で「産業保健フォーラム」等の啓発イベントを開催する。

(7) 中央労働災害防止協会（中災防）への協力【安全部会・健康部会】

中災防が主催するK Y T研修会や各種セミナー、中小規模事業場安全衛生相談事業などに協力するほか、「全国産業安全衛生大会in札幌」の参加勸奨を行い、安全衛生の啓発促進に努める。

3 無料労働相談室の運用【総務部会】

会員企業を対象に、地区労働基準協会の相談アドバイザーと連携して、県下各労働基準協会と共通の「企業の労働110番労働相談室」を活用し、企業がより労働相談しやすい環境を整える。

4 諸会議の円滑な運営【総務部会】

以下の諸会議を円滑に開催・運営する。

- ① 定時会員総会（第15回・6月）
- ② 理事会（第74回・5月、第75回・6月、第76回・11月、第77回・3月）
- ③ 新春懇談会ほか、必要に応じ開催する諸会議

5 広報活動【総務部会】

月刊会報誌「ARK」を毎月発行し、行政当局からの周知依頼などに対応するとともに、ホームページを情報発信しやすく改善し、閲覧者に分かりやすい情報発信を進める。

6 関係官公庁・団体の連絡調整など【総務部会】

愛知労働局、愛知県、名古屋市をはじめとする行政当局、災害防止団体や安全衛生団体などの関係団体、経済団体、各地区労働基準協会や他の都道府県労働基準協会などと連絡調整を図りながら事業を進める。

7 その他

- ① 優良事業場および労働者の表彰（安全優良職長厚生労働大臣顕彰、緑十字賞、中小企業無災害記録証、愛知健康安全交流会表彰）
- ② 団体労働災害総合保険の周知と集金代行
- ③ その他協会の目的を達成するために必要な事業

以上

2026年度事業計画（大会・セミナー・事例発表）

部会	大会・セミナー名	開催予定時期	目標参加者数（人）
安全 健康	2026年度愛知産業安全衛生大会 [2-(1)]	7月7日	1,000
	化学物質の自律的管理に向けた実践的な講習 [2-(3)] 計3回	7～2月	累計1200
総務	労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー [1-(1)] ※1 計10回	6～3月	累計600
	元監督署職員による労務管理セミナー（安全編） [1-(3)]	7月	100
	企業のカスタマーハラスメント対応（事前・初動・事後）セミナー [1-(2)]	10月	200
	最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー [1-(5)]	2月	100
安全	元監督署職員による労務管理セミナー（安全編） [1-(3)]	7月	100
	リスクアセスメントセミナー [2-(5)] 計2回	9～3月	累計400
	高齢者の安全とエイジマネジメント セミナー [2-(3)]	9月	200
	製造業の墜落・転落災害防止 セミナー [2-(3)]	12月	200
	「腰痛対策等」工学的領域・作業効率から見た作業改善 事例発表 [2-(3)]	10月	200
安全	治療と仕事の両立支援 事例発表 [2-(3)]	9月	200
	産業保健フォーラム [2-(6)]	9～11月	200
賃金時間	労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー [1-(1)] ※1 計10回	6～3月	累計600
	外国人材の受入れに係るセミナー [1-(4)]	12月	200
労災	労災保険実務に関するセミナー [1-(6)]	11月	250

※1 総務部会、賃金・時間部会の合同開催

基本的考え方

◇受講者ニーズを積極的にとらえ講習を開催 ◇安心・安全な受講環境の保持

(単位：回・人)

講習・教育名	2026年度		2025年度				2025年度に対する増減			
	計画(A)		推定実績(B)※		計画(C)		対推実(A-B)		対計画(A-C)	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
技能講習										
フォークリフト運転(31H)	51	2,262	49	2,400	48	2,596	2	▲138	3	▲334
フォークリフト運転(35H)			1	20			▲1	▲20	0	0
フォークリフト運転(35H) 外国語コース	10	234	6	108	6	84	4	126	4	150
ガス溶接	15	575	18	650	18	644	▲3	▲75	▲3	▲69
ガス溶接 外国語コース	6	72	4	39	4	56	2	33	2	16
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	46	3,412	43	3,318	43	3,332	3	94	3	80
有機溶剤作業主任者	44	3,963	44	3,895	41	3,759	0	68	3	204
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	45	3,941	45	3,936	45	4,028	0	5	0	▲87
プレス機械作業主任者	9	675	10	703	10	854	▲1	▲28	▲1	▲179
乾燥設備作業主任者	16	1,388	16	1,422	16	1,408	0	▲34	0	▲20
はい作業主任者	8	625	8	680	8	631	0	▲55	0	▲6
石綿作業主任者	14	1,224	14	1,288	14	1,163	0	▲64	0	61
石綿作業主任者 外国語コース【新規】	4	56					4	56	4	56
鉛作業主任者	4	242	4	238	4	272	0	4	0	▲30
ショベルローダー等運転(31H)	3	54	3	60	3	51	0	▲6	0	3
高所作業車運転	4	102	4	93	4	96	0	9	0	6
小計	279	18,825	269	18,850	264	18,974	10	▲25	15	▲149
特別教育										
アーク溶接	10	360	12	341	12	414	▲2	19	▲2	▲54
アーク溶接 外国語コース	4	56	1	6			3	50	4	56
産業用ロボット(検査・教示)	23	838	21	800	16	750	2	38	7	88
自由研削といし・取替・試運転	15	675	15	740	15	702	0	▲65	0	▲27
機械研削といし・取替・試運転	5	270	5	268	5	280	0	2	0	▲10
廃棄物の焼却施設に関する業務	1	24	2	29	2	50	▲1	▲5	▲1	▲26
粉じん作業	6	336	6	341	6	384	0	▲5	0	▲48
低圧電気取扱業務(実技7H)	13	998	13	1,166	13	1,182	0	▲168	0	▲184
低圧電気取扱業務(実技1H)			1	23			▲1	▲23	0	0
電気自動車等整備	3	96	3	84	3	108	0	12	0	▲12
石綿使用建築物等解体等業務	1	40	1	22	1	60	0	18	0	▲20
フルハーネス(6.0H)	25	1,125	21	1,026	21	999	4	99	4	126
テールゲートリフター	4	72	5	95	4	64	▲1	▲23	0	8
エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務【新規】	2	120					2	120	2	120
小計	112	5,010	106	4,941	98	4,993	6	69	14	17
能力向上等教育										
安全管理者選任時研修	4	288	4	254	4	200	0	34	0	88
局所排気装置等自主検査者講習	9	492	9	495	9	504	0	▲3	0	▲12
安全衛生推進者養成講習	4	222	4	194	4	200	0	28	0	22
衛生推進者養成講習	1	32	1	36	1	30	0	▲4	0	2
マスクフィットテスト実務者養成研修	4	144	4	140	4	120	0	4	0	24
建築物石綿含有建材調査者講習	5	264	6	412	6	420	▲1	▲148	▲1	▲156
工作物石綿事前調査者講習	12	972	7	653	6	480	5	319	6	492
化学物質管理者講習(学科2日)	3	116	3	127	3	144	0	▲11	0	▲28
化学物質管理者講習(学科1日)	6	412	6	452	6	480	0	▲40	0	▲68
小計	48	2,942	44	2,763	43	2,578	4	179	5	364
免許試験等受験準備勉強会										
第1種衛生管理者	6	312	6	299	6	366	0	13	0	▲54
エックス線作業主任者	3	182	3	139	3	162	0	43	0	20
潜水士	1	27	1	21	1	30	0	6	0	▲3
作業環境測定士	1	50	1	59	1	40	0	▲9	0	10
小計	11	571	11	518	11	598	0	53	0	▲27
合計	450	27,348	430	27,072	416	27,143	20	276	34	205
	2024年度		2023年度		2022年度		2021年度		2020年度	
2020年度～2024年度の実績	454	29,302	536	30,493	638	30,038	633	29,539	405	17,194

第15回定時会員総会等開催のご案内

当協会は第15回定時会員総会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には、4月中旬に総会・会員懇談会のご案内（ご出欠確認）を、5月下旬に「招集通知」をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本総会には定款一部変更を上程する予定ですので、議決権行使へのご協力をお願いいたします。

- | | |
|------------|--|
| (1) 日 時 | 6月11日（木）15時00分～15時30分 |
| (2) 場 所 | 名古屋クラウンホテル（名古屋市中区栄1-8-33） |
| (3) 議案(予定) | ①2025年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等
②定款一部変更
③役員報酬等に関する規程の一部改正
④任期満了に伴う役員選任
⑤常勤理事及び外部監事の報酬 |
| (4) 報告(予定) | 2026年度事業計画及び収支予算等 |
| (5) 会員懇談会 | 会員総会終了後、16時00分より、愛知労働局長による挨拶・講演会及び飲食を伴う会員意見交換会を開催いたします。 |

2026年度 愛知産業安全衛生大会の司会者を募集します

当協会は、全国安全週間（7月1日～7日）の期間内に、愛知県内で安全衛生に携わる方々が一堂に会し、安全衛生意識の高揚と安全衛生管理水準の向上を目指す「愛知産業安全衛生大会」を開催します。

そこで、本大会の司会進行を担当していただける方を以下のとおり募集します。

- | | |
|---------------|---|
| 【日 時】 | 7月7日（火） 12時45分～16時20分を予定 |
| 【会 場】 | 岡谷鋼機名古屋公会堂 大ホール（名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号） |
| 【募 集 内 容】 | 司会進行 |
| 【募 集 対 象】 | 当協会会員事業場の従業員の方 |
| 【申 込 期 間】 | 4月24日（金） |
| 【申込先・お問い合わせ先】 | （公社）愛知労働基準協会 教育事業部 担当：大鹿
TEL 052-221-1439/FAX 052-221-1440/ メール kj-ark@airouki.or.jp |

中小企業退職金共済制度のご案内

中小企業退職金共済事業本部

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、1959年の設立以来、119万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中 小 企 業 退 職 金 共 済 制 度
CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

（独）勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



詳しくは
ホームページをご覧ください。

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、(公社)全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。令和8年度の開催予定は以下のとおりです。

(受講料はテキスト代・消費税込)

月	日 時	講習名	受講料	会場
10月	24日(土) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	ポーラ名古屋ビル9階
	25日(日) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	12,100円	
	26日(月) 9時25分～15時40分	生活指導員	11,000円	

[申込方法] (公社)全国労働基準関係団体連合会ホームページ (<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>)、または右の二次元コードからご確認ください。
(開催日の約2か月前からお申込みいただけます)。

[お問い合わせ先] (公社)愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ (<http://www.airouki.or.jp/zenkiren/>)にも掲載しています。



当協会・地区協会の第39回事務局責任者会議を開催

当協会は、県下各地区労働基準協会の専務理事と年3回定期的に、会員企業等の労働条件や安全衛生水準の向上を目的とした情報・意見交換を行うための会議を設けており、3月6日(金)、当協会9階研修室にて2025年度3回目を開催しました。

会議においては、2026年度講習会計画、新設する特別教育、愛知産業安全衛生大会の開催予定、当協会事業の進捗状況・計画案、愛知健康安全交流会の進捗状況・計画案や新講習会システムの進捗状況等について、報告・意見交換を行いました。

地区労働基準協会からの種々ご意見について、引き続き対応、検討することにしました。

2025年度最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナーを開催

2月17日(火)、リファレンス名古屋栄貸会議室ナディアパーク SK904(名古屋市中区)において、2025年度最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナーを開催し、事業主、労務担当者や社会保険労務士等119名(会場及びWEB参加)が参加されました。

今回のセミナーは、「人事・労務トラブルのグレーゾーン実務対応」と題して、弁護士 向井 蘭 氏(杜若経営法律事務所)により、職場の労務問題のグレーゾーンに焦点を当て、裁判官の訴訟指揮の話などを織り交ぜながら、講演が行われました。

最初に、なぜ労務トラブルに「グレーゾーン」は多いのかについて触れ、続いて「判断に迷う『労働時間』のグレーゾーン」、「『問題社員対応』のグレーゾーン」、「『メンタルヘルス・ハラスメント』のグレーゾーン」、「採用・退職時のグレーゾーン」及び「発達障害と『合理的配慮』の実務」について、わかりやすく実務に即した解説がありました。



向井 弁護士



会場の様子

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを岡谷鋼機名古屋公会堂で開催

2025年度、当協会は県下14の地区労働基準協会と共催により会場を変えて全10回セミナーを予定し、3月4日（水）名古屋地区（岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール：名古屋市昭和区）において、最終講演が行われ企業の労務担当者や経営者等52名が受講されました。

本セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、2025年度は労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、豊富な上映スライドのテキスト冊子や職場に戻ってから実務に役立つ教本を配付して分かりやすく解説しました。

セミナーの冒頭には、名古屋東労働基準監督署長 山本 祥喜 氏よりご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、改定愛知県最低賃金・特定最低賃金、外国人労働者向け安全衛生教育教材を用いる等の労働災害防止や労働トラブル防止に向けた相談先の利用などの説明をいただきました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。



会場全景



名古屋東署長 山本 氏



講師 市之瀬 氏



講師 石田 氏



リフレッシュ体操の状況

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏

2026年度 開催予定		
6/22(月)	名古屋	岡谷鋼機名古屋公会堂
7/16(木)	刈谷	愛知県技術開発交流センター
8/6(木)	豊田	豊田商工会議所
9/25(金)	半田	アイブラザ半田
10/6(火)	一宮	アイブラザー一宮
11/5(木)	岡崎	岡崎市シビックセンター
11月予定	豊川	会場未定
12/2(水)	西尾	西尾コンベンションホール
2月予定	瀬戸	会場未定
3月予定	名古屋	会場未定

リスクアセスメントセミナー & ラウンドテーブルを岡谷鋼機名古屋公会堂で開催

本年度最終回のリスクアセスメントセミナーは、当協会が主催し、愛知労働局、労働基準監督署の共催により、3月12日（木）、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール（名古屋市昭和区）において開催しました。

当日は、第1部としてリスクアセスメント出前講座、第2部としてラウンドテーブル（座談交流会）を開催し、会場とWEB視聴をあわせて約300名の安全衛生担当者等にご参加いただき、県外からも会場に足を運んでいただけました。

第1部では、愛知労働局 豊田労働基準監督署 安全衛生課長 村木 豊 氏により、「§1リスクアセスメントとは」、「§2作業把握」、「§3リスクの見積り」、「§4対策の考え方」、「§5安全経営あいち®」の項目で講演が行われました。「§5安全経営あいち®」では、安全管理を事業運営と一体的に行うことで、生産性、品質、コスト、環境なども一体的に管理向上させることができるとし、生産性などの向上と企業価値向上をもたらすことで自律的でポジティブな安全衛生管理を促進するとの説明がありました。

第2部のラウンドテーブルでは、参加希望者27名（6班編成）により、リスクアセスメントの取組状況や各自の自由なテーマで、第1部の説明内容を参考にしながら、自由に意見交換が行われました。最後に、ラウンドテーブルをサポートする愛知労働局及び労働基準監督署の職員から、課題や取組について積極的に意見が交わされた旨の講評がありました。



講師 村木 氏



第1部 出前講座の状況



第2部 座談交流会の状況

第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会 in 札幌

中央労働災害防止協会（中災防）「主催」、北海道労働基準協会連合会「協力」、当協会をはじめとした各都道府県労働基準協会（連合会）等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記大会が、9月16日（水）～18日（金）に北海道立総合体育センター（北海きたえーる）、札幌コンベンションセンターほか（北海道札幌市）で開催されます。

また、開催に伴う情報発信や申込みを受け付ける特設ウェブサイト（<https://jisha-taikai2026.com/>）が4月1日よりオープンしました。参加のお申込みは、5月12日（予定）より特設ウェブサイトにて受付を開始しますので、みなさま奮ってご参加ください。



特設ウェブサイトは
こちらから



大企業
大地にみなが
安全・健康
決意の力

全国産業安全衛生大会は、
全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、
企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。
産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

令和8年

開催期間 **9月16日** ⇒ **18日**
水 金

会場 北海道立総合体育センター（北海きたえーる）
札幌コンベンションセンターほか（北海道札幌市）

同時開催 緑十字展2026 札幌市スポーツ交流施設（つどーむ）



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL:03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/event/taikai/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人北海道労働基準協会連合会 協賛：各都道府県労働基準連合会（県協会）ほか

全ての働く人々に安全・健康を～Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



中災防 HP 大会 Instagram

緑十字展 2026 in 札幌 ～働く人の安心づくりフェア～（入場無料）

第85回全国産業安全衛生大会in札幌に合わせて、9/16(水)～18(金) 札幌市スポーツ交流施設 つどむ（北海道札幌市）では、安全衛生保護具や作業環境改善機器等の展示を通じて、職場における安全衛生水準の向上を促進し、労働災害のない、働く人の心身両面にわたって健康で快適な職場環境の形成に寄与することを目的として、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの総合展示会「緑十字展2026 in 札幌 ～働く人の安心づくりフェア～」が同時開催されます。

詳細については、緑十字展2026in札幌ホームページ (<https://gce.sup-sol.net/>) または、右の二次元コードからご確認ください。



中央労働災害防止協会 第42回安全衛生標語を募集しています

中央労働災害防止協会（中災防）では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける「安全衛生標語」（令和9年 年間標語、令和8年度 年末年始無災害運動標語）を募集しています。

標語の種類	
【A】令和9年 年間標語 (実施期間：令和9年1月～12月)	<趣旨> 労働災害のない安全で快適な職場を築くために、働く人一人ひとりのかけがえのない命と健康の確保を最優先にする職場風土づくりをアピールするもの。
【B】令和8年度 年末年始無災害運動標語 (運動期間：令和8年12月1日～令和9年1月15日)	<趣旨> 何かと慌ただしい年末年始を無災害で過ごし、働く人すべてが新年の幕開けを明るく笑顔で迎えられよう、労働災害防止の重要性について訴えるもの。
A、Bともに働く人が唱和しやすく、簡明かつ親しみやすい字配りにご配慮ください。 最大でもおおむね35音(※)までが、読みやすく言いやすい音数の目安となります。 (※)「年末年始」で7音となります。	

■入賞

入選 各1点(表彰状および副賞賞金3万円)

佳作 各3点以内

(表彰状および副賞賞金1万円)

中学生以下の応募者の作品が入賞した場合には、副賞賞金に代えて賞金額相当の図書カードを授与します。

■選考・発表・表彰等

選考は、中災防内に安全衛生標語選考委員会を設け審査を行い、7月末までに入賞者に通知いたします。

また、8月に中災防のWebサイトおよび月刊誌「安全と健康」、「安全衛生のひろば」各9月号にて発表を予定しています(入賞者の氏名および所属(応募フォームに記入されている場合)も公表させていただきます)。

■応募締め切り

令和8年4月22日(水) 17時

■応募方法

中災防ホームページ

(https://www.jisha.or.jp/info/campaign/slogan/form_about.html)

または二次元コードよりご応募ください。



応募フォームは「年間標語(1名分応募)」「年間標語(複数名分一括応募)」「年末年始無災害運動標語(1名分応募)」「年末年始無災害運動標語(複数名分一括応募)」の4種類があります。標語の種類と人数に合った応募フォームよりご応募ください。なお、標語の種類ごとに作者一人につき最大3作品まで応募できます。

4作品以上の応募、応募内容に不備があるもの、生成AIを用いて作成されたもの、はがき、ファックス、メールによる応募は無効となりますのでご了承ください。

中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ (<https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>) または右の二次元コードをご確認ください。



技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技			
		日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース) 技能講習	4月	3	ポーラ名古屋ビル	6.7.8	トヨタL&F 白金	6.7.8	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
				5.12.19	水谷運輸倉庫		
		10	江南市民文化会館	12.19.26	トヨタL&F 小牧		
		13	ポーラ名古屋ビル	15.16.17	トヨタL&F 白金	15.16.17	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
				20.21.22	トヨタL&F 白金		
	5月	11	ポーラ名古屋ビル	12.13.15	トヨタL&F 白金	12.13.14	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
				17.24.31	水谷運輸倉庫		
		12	とよはし産業人材教育センター	13.14.15	とよはし産業人材教育センター		
		15	トヨタ教育センター	16.17.18	トヨタ教育センター	23.24.25	トヨタ教育センター
		19	ポーラ名古屋ビル	21.22.25	トヨタL&F 白金	20.21.22	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
				26.27.28	トヨタL&F 白金		
	6月	22	豊川市文化会館	24.30.31	トピー工業㈱		
		27	ポーラ名古屋ビル	28.29.6/1	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	6/2.3.4	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		8	アイシン教育センター	9.10.11	アイシン教育センター		
		10	ポーラ名古屋ビル	11.12.15	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	16.17.18	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		18	ポーラ名古屋ビル	19.22.23	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	24.25.26	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		19	トヨタ教育センター	20.21.22	トヨタ教育センター	27.28.29	トヨタ教育センター
		26	ポーラ名古屋ビル	29.30.7/1	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)		

講習会	会場	4月	5月	6月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	22	26	6
	(実) トヨタ教育センター	26	31	13
	(学) トヨタ教育センター			25
	(実) トヨタ教育センター			26
酸素欠乏・酸化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 6.7	(学) 11.12	(学) 9.10
		(実) 8or9	(実) 13or14	(実) 11or12
		(学) 14.15	(学) 18.19	(学) 16.17
		(実) 16or17	(実) 20or21	(実) 18or19
	トヨタ教育センター	(学) 21.22	(学) 20.21	(学) 22.23
		(実) 23or24	(実) 22or25	(実) 24or25
	とよはし産業人材教育センター	(学) 7.8	(学) 7.8	(学) 7.8
		(実) 11or12	(実) 11or12	(実) 11or12
	アイプラザ半田	(学) 26.27	(学) 26.27	(学) 1.2
		(実) 28or29	(実) 28or29	(実) 3or4
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	7.8	4.5
		6.7	18.19	11.12
	豊川市文化会館	20.21	23.24	
	とよはし産業人材教育センター	16.17	18.19	
	アイプラザ半田		15.16	
	トヨタ教育センター	27.28	16.17	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	7.8	16.17
		14.15	28.29	29.30
	西尾コンベンションホール	23.24		9.10
	トヨタ教育センター		26.27	8.9
とよはし産業人材教育センター	9.10			
アイプラザ半田		18.19		
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	26.27	
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	20.21	25.26	2.3
	アイプラザ半田			23.24
	トヨタ教育センター			11.12
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			25.26
石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	10.11	1.2	8.9
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28		
ショベルローダー等運転 【学科1日 実技3.5日】	ポリテクセンター	(学) 28	(学) 28	
		(実) 6/1.2.3.4	(実) 6/5.8.9.10	
高所作業車 【学科1日 実技1日】	ポリテクセンター	(学) 11	(学) 11	
		(実) 13or14or15	(実) 13or14or15	
アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	ポーラ名古屋ビル	(学) SDG	20.21	18.19
		(実) SDG	22or23	20or21
			10	15
自由研削といし取替・試 運転【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル			1
機械研削といし取替 試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 20	(学) 20	
		(実) 21or22	(実) 21or22	

講習会	会場	4月	5月	6月	
特別教育	産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日 実技1日】	(学) エイジエック	20.21	11.12	1.2
		(実) エイジエック	22or23or24	13or14or15	3or4or5
		(学) ポーラ名古屋ビル			15.16
		(実) エイジエック			17or18or19
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) TECNO REACH		15.16
			(実) カワサキロボツクール		22or23or24
	低圧電気 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(実) トヨタ教育センター	13.14	17or18or19
			(実) トヨタ教育センター	15or16or17	17
	フルハーネス (6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) トヨタ教育センター	13.14	17
			(実) トヨタ教育センター	15or16or17	17
フェルグナクテラ【学科1日】	アイシン教育センター	20	8	8	
局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 15	(学) 27	(学) 8	
安全衛生推進者【学科2日】	アイプラザ豊橋	(実) 16or17	(実) 28or29	(実) 9or10	
		13	1	19	
安全管理者選任時【学科2日】	日本特殊鋼市民会館	14	7	22	
マスタフィットテスト【学科1日】	岡谷鋼機公会堂		8		
建築物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル				
工作物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3			
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	28.29	29.30	
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	22		26	
作業環境測定士	ポーラ名古屋ビル	6.7.8.9		30.7/1.2.3	
作業環境測定士	ポーラ名古屋ビル			2.3.4.5	
作業環境測定士	ポーラ名古屋ビル			22.23	

研修などの名称	4月	5月	6月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー			22 岡谷鋼機名古屋公会堂

フォークリフト外国語コース インドネシア語講座 英語講座	学科 【2日】	5/16.17 ポーラ名古屋ビル	実技 【3日】	5/18.19.20 トヨタL&F 白金オフィス
フォークリフト外国語コース 英語講座 中国語講座 ベトナム語講座	学科 【2日】	6/6.7 ポーラ名古屋ビル	実技 【3日】	6/8.9.10 日本製鉄人材育成 センター (旧 NSB)
ガス外国語コース ポルトガル語講座 ベトナム語講座 英語講座 中国語講座	学科 【2日】	6/13.14 ポーラ名古屋ビル	実技 【1日】	6/15 トヨタ教育センター
アーク溶接外国語コース ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科 【2.5日】	5/9.10.12 ポーラ名古屋ビル	実技 【0.5日】	5/12 ポーラ名古屋ビル
	実技 【1日】	5/13 SDG		

日付の■の表示は、土・日・祝日です。